

法務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									支障事例		
											団体名		
16	B	地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳関係事務、戸籍事務及び地方税法関係事務に係る証明書等の交付に依る規制緩和	住民票の写しや戸籍等抄本、納税証明書などの証明書等の交付について、交付決定及び請求内容等の審査は公権力の行使にあたるため、民間事業者に行わせることはできないとされているが、自動交付機やコンビニ交付が普及している現状があり、民間事業者に行わせることができるようにしていただきたい。	平成27年度に支所の総合窓口業務、平成30年度には本庁舎の総合窓口業務を民間に委託したが、審査業務等のための職員を配置(職員が休暇を取得できるための職員数の配置)する必要があり、窓口業務を少人数の職員で行っていた規模の小自治体は、委託前と比較しても大幅な職員削減につながらず、民間委託の効果が薄い。	職員の削減につながり、民間委託による最大限の財政効果が発揮される。また、審査業務を民間が行うことができれば、請求から交付までの一連の事務を民間事業者で完結することができ、住民の待ち時間の縮減も期待できる。	住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に民間事業者へ委託することができ(平成20年3月31日総行市第75号ほか総務省)「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」(平成20年9月9日事務連絡総務省)「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲等について」(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室)「戸籍事務を民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲について(通知)」(平成25年3月28日民一第317号法務省)「戸籍事務を民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲について」(平成27年3月31日事務連絡法務省)	総務省、法務省	北栄町		苫小牧市、川崎市、高山市、豊橋市、南あわじ市、徳島市、糸島市	○証明発行等の審査業務が新たに発生し、職員削減できないため委託した効果がないのが現状である。 ○所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法による公用請求の増大などにより常に人員が不足している。請求の受付から証明書の発行→審査→交付まで民間業者に委託することにより住民の待ち時間も縮減にもつながる。 ○課税、所得、納税証明でいえば、繁忙期になると担当職員では対応できず、賦課担当の職員の応援を得て行う場合もある。さらに、資産関係の証明にも対応しなくてはならず、一定数以上の職員を常駐させておく必要がある。職員の定数削減の折り、担当職員の人数は少なく、担当職員が休暇を取得することもはばかれる場合もあり、ワークライフバランスや働き方改革とは逆行すると考える。 ○当市においても、ワンストップ窓口として総合窓口センターを設置し、住民の利便性の向上に努めているところ。公権力の行使の観点から、正規職員及び臨時職員であっている。会計年度任用職員制度の導入も控えており、民間事業者への委託が可能となれば、職員の削減や業務改善の観点から導入に向けて積極的に検討を行うことができる。 ○出先機関等、人員が少ない場所は民間事業者への委託が困難となることから、証明書等の交付にかかる交付決定及び請求内容等の審査を民間事業者に行わせることができるよう、規制緩和が必要である。
209	B	地方に対する規制緩和	その他	犯罪人名簿の調製の法律上の明確化	現在、法令等の根拠がなく、市区町村の任意の自治事務として実施している(大正6年4月12日付け内務省訓令第1号を根拠にしているとの文献あり)「犯罪人名簿の調製」事務について、法律上の事務として位置付けること。	【支障事例】平成30年4月に施行された「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に関する平成30年3月9日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知(子家発0309第1号)によると、市町村長は、都道府県等や民間あっせん機関からの「犯罪情報の照会」に対し、情報提供を行うこととされている。静岡県内では、既に東京都内の民間あっせん機関から少なくとも2件の「犯罪情報の照会」が養親希望者の本籍地市町村に来ている。しかしながら、「犯罪情報」は要配慮個人情報に当たり、実際に当該法に規定された事項を確認するために「犯罪情報の照会」があった場合、通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定の下で提供を行うものと示されているが、対応に苦慮している状況である。今のところ犯罪情報の提供が出来なかった実績はないが、犯罪情報の提供が出来なかった場合、養親希望者は養子縁組が出来ないため、時間的・金銭的な実害を被る。市区町村において任意に「犯罪人名簿の調製」が行われているとの前提(選挙人名簿の調製に必要となるため)に立ち、当該法律の運用に、市区町村からの「犯罪情報の提供」を組み込んでいるが、任意の自治事務である以上、当該法律の運用が担保されていない状態であると考えられる。(当該法律に「欠格要件」を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けていると考えられる。)	「犯罪人名簿の調製」を市区町村に義務付けることで、上記法律の運用が担保され、また、「犯罪情報を提供できる場合」の要件を法律上で明らかにすることで、市区町村における円滑な事務の執行が図られる。	なし (上記法律で欠格要件を定めているのは民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第8条及び第26条)	総務省、法務省	静岡県、川崎市、行田市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、越谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、鳩山町、美里町、神川町、上里町、浜松市、沼津市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、伊豆市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、小山町、吉田町、森町	秋田市、ひたちなか市、朝霞市、柏市、福井市、豊橋市、春日井市、西尾市、島本町、出雲市、宮崎市	○犯罪人名簿の調製は法令上の根拠がなく、市区町村の任意の自治事務として実施している。法律上の事務として位置付けることを要望する。 ○市区町村では犯罪事務に係る各台帳の管理に加え、欠格事項がある照会を受けた際の回答も行う。また、実効のための刑罰等調査は市区町村が発行することになっているが、発行するには市区町村の所管している情報では足りず、照会を受けた市区町村は管轄検察庁への照会が必要になるなど、事務的に大きな負担となっている。犯罪事務における個人情報情報は慎重かつ厳格な取扱いが求められているにもかかわらず、大正6年4月12日付けの内務省訓令第1号のみを根拠としており、明確な法的根拠がないままに事務を執行することに対する担当者の負担についても、大いに問題意識を持つところである。また、管轄省庁が明らかでないため、法改正などで取扱いが変わっても通知が入らず、各市区町村が手探りで事務を行っている。 ○犯罪事務の一つに刑罰調査の交付があるが、叙任・叙職・委嘱以外の目的による交付申請について、市区町村により取扱いが異なる場合があり、申請する側・交付する側の双方に無駄な事務負担を発生させていることから、根拠法令を整備することも一時的な取扱いとすべきである。 ○各自治体、警察署等からの犯罪情報の照会に対し、国からの通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定に基づき提供を行うものと示されているが、対応に苦慮している状況である。市区町村において任意に「犯罪人名簿の調製の運用が担保されていない(当該法律に「欠格要件」を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けている)状態にあるものと考えられる。 ○支障事例になるケースはこれまで発生していないが、任意の自治事務であり犯罪事務における個人情報は慎重かつ厳格な取扱いを求めているにも関わらず法定根拠がないまま事務を行っている。支障解消策のとおり要望したい。	